

参考資料

- 議題(1) 第2期東金市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて
報告(1) 第2期東金市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

東 金 市

子ども・子育て支援事業計画

【第2期】令和2年度～6年度

抜粋版

令和2年3月

第3章 施策の展開

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

現在の子育て支援関係のサービスの体系的な全体像を以下に示します。東金市ではこれらの事業を組み合わせながら、子育て支援策を展開しています。

なお、子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

| 根拠法等 | 給付の区分 | | 事業名等 | 成長過程の関連性 | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------------|------------|----------|-----|-----|-----|--------|--------|-----|---------|---|
| | | | | 妊婦 | 誕生期 | 乳児期 | 幼児期 | 小学校低学年 | 小学校高学年 | 中学生 | | |
| 子ども・子育て支援法 | 教育・保育給付 子どものための | 施設型給付 | 1. 幼稚園 | | | | ↔ | | | | | |
| | | | 2. 認可保育所 | | | ↔ | ↔ | | | | | |
| | | | 3. 認定こども園 | | | ↔ | ↔ | | | | | |
| | | 地域型保育給付 | 4. 小規模保育 | | | ↔ | | | | | | |
| | | | 5. 家庭的保育 | | | ↔ | | | | | | |
| | | | 6. 居宅訪問型保育 | | | ↔ | | | | | | |
| | | | 7. 事業所内保育 | | | ↔ | | | | | | |
| | 地域子ども・子育て支援事業 | 1. 利用者支援に関する事業 | | | | | | | | | | ↔ |
| | | 2. 時間外保育事業(延長保育事業) | | | | ↔ | ↔ | | | | | |
| | | 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | | | | ↔ | ↔ | | | | | |
| | | 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | | | | ↔ | ↔ | | | | | |
| | | 5. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) | | | | | | ↔ | ↔ | | | |
| | | 6. 子育て短期支援事業 | | | | | | ← | | | | → |
| 7. 乳児家庭全戸訪問事業 | | | | ↔ | ↔ | | | | | | | |
| 8. 養育支援訪問事業等 | | | | | | | | | | | ←-----→ | |
| 9. 地域子育て支援拠点事業 | | | | | | ↔ | ↔ | | | | | |
| 10. 一時預かり事業 | | | | | | ↔ | ↔ | | | | | |
| 11. 病児(病後児)保育事業 | | | | | | ↔ | ↔ | | | | | |
| 12. ファミリー・サポート・センター事業 | | | | | | ↔ | ↔ | | | | ↔ | |
| 13. 妊婦健診 | | | | ↔ | | | | | | | | |

注) ←-----→ は一定の要件が伴うものを表します。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て新制度においては、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項）

東金市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、前計画のまま市内全域を 1 区域と設定します。

3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

（1）各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育施設の現在の利用状況及びニーズ調査から得られた利用希望、計画期間の児童推計数等により、教育・保育施設の利用定員等の見込み量と確保の内容を示します。

認定区分について

教育・保育施設等を利用するためには、東金市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は子どもの年齢と「保育の必要性」の有無によって 3 つに区分され、区分に応じて利用できる施設や事業が異なります。

※下記の 2 号認定の[教育ニーズ]と[保育ニーズ]との区分は、量の見込みを算出するにあたっての便宜上の区分であり、実際の 2 号認定は 1 つの区分になります。

■ 1号認定・・・（幼稚園・認定こども園の利用）

満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども。

■ 2号認定[教育ニーズ]・・・（幼稚園・認定こども園の利用）

満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、幼稚園の利用希望が強いもの。

■ 2号認定[保育ニーズ]・・・（認可保育所・認定こども園の利用）

満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、今後、認定こども園、保育所等を利用したいとするもの。（保育を必要とする子ども）。

■ 3号認定・・・（主に認可保育所・認定こども園・小規模保育の利用）

満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）。

●量の見込みと確保の内容●

(単位：人)

| 年度 | 年齢 | 認定区分 | ① 量の見込み | ② 確保の内容 | 需給体制 (②-①) | |
|----------------|----------|------|------------|------------|---------------|-------|
| 令和元年度 (実績値) | 3～5 歳 | 1号認定 | 692 | 1,192 | 500 | |
| | | 2号認定 | | | | 教育ニーズ |
| | 保育ニーズ | | 419 | 519 | 100 | |
| | 0～2 歳 | 3号認定 | 0歳 | 81 | 71 | △10 |
| | | | 1～2歳 | 276 | 328 | 52 |
| 合計 | | | 357 | 399 | 42 | |
| 令和2年度 | 3～5 歳 | 1号認定 | 645 | 1,207 | 562 | |
| | | 2号認定 | | | | 教育ニーズ |
| | 保育ニーズ | | 404 | 510 | 106 | |
| | 0～2 歳 | 3号認定 | 0歳 | 83 | 68 | △15 |
| | | | 1～2歳 | 265 | 325 | 60 |
| 合計 | | | 348 | 393 | 45 | |
| 令和3年度 | 3～5 歳 | 1号認定 | 606 | 1,137 | 531 | |
| | | 2号認定 | | | | 教育ニーズ |
| | 保育ニーズ | | 391 | 510 | 119 | |
| | 0～2 歳 | 3号認定 | 0歳 | 87 | 68 | △19 |
| | | | 1～2歳 | 243 | 325 | 82 |
| 合計 | | | 330 | 393 | 63 | |
| 令和4年度 | 3～5 歳 | 1号認定 | 554 | 1,051 | 497 | |
| | | 2号認定 | | | | 教育ニーズ |
| | 保育ニーズ | | 369 | 556 | 187 | |
| | 0～2 歳 | 3号認定 | 0歳 | 90 | 72 | △18 |
| | | | 1～2歳 | 248 | 340 | 92 |
| 合計 | | | 338 | 412 | 74 | |
| 令和5年度 | 3～5 歳 | 1号認定 | 529 | 1,081 | 552 | |
| | | 2号認定 | | | | 教育ニーズ |
| | 保育ニーズ | | 363 | 526 | 163 | |
| | 0～2 歳 | 3号認定 | 0歳 | 94 | 72 | △22 |
| | | | 1～2歳 | 256 | 340 | 84 |
| 合計 | | | 350 | 412 | 62 | |
| 令和6年度 | 3～5 歳 | 1号認定 | 491 | 1,081 | 590 | |
| | | 2号認定 | | | | 教育ニーズ |
| | 保育ニーズ | | 347 | 526 | 179 | |
| | 0～2 歳 | 3号認定 | 0歳 | 98 | 98 | 0 |
| | | | 1～2歳 | 264 | 340 | 76 |
| 合計 | | | 362 | 438 | 76 | |

※令和元年度実績値は令和元年12月時点。待機・潜在待機児童を加味して算定。

(2) 教育・保育サービス提供体制の確保

第2章で触れたとおり、東金市の子ども数は大きく減少しています。子どもの数の減少は、当然、その利用する施設に対するニーズの低下をもたらします。

しかし、ニーズ調査でもフルタイムでの就労を続ける女性が増える傾向が見られることや、幼児教育・保育の無償化制度が浸透していくことにより、保育ニーズについては今後も高まることが想定されます。現状においても、育休からの復帰により年度の途中であっても入所希望者が出る0・1歳児では、施設を利用したいのに利用できない、利用したい施設を利用できないまま待機を余儀なくされている方が存在する状況です。

前頁の「量の見込みと確保の内容」の中では、令和5年度まで0歳児に対する供給体制を確保できていませんが、事業者の意向を踏まえることを前提としながら、連携施設の課題を抱える小規模保育事業所の認可保育所への転換を後押しすることで3～5歳児の定員を民間へと振り替えつつ、他の認可保育所及び認定こども園の定員を見直すことで3～5歳児の定員を0歳児の定員に振り替えることにより、0歳児の受け入れ態勢を確保していくことを目指します。

また、保育ニーズに係る子どもについて、全国的な保育士不足によりその採用が難しくなっていることや、障がいを持つ子ども又はいわゆる「気になる子」への対応のために保育士の加配を行う必要性が高まっていることもあり、定員どおりの人数を受け入れることができていない状態が続いています。これまで以上に保育士の確保に尽力することで、提供体制の確保を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

(1) 利用者支援に関する事業

子ども及び保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように情報提供及び必要に応じて相談、助言等の援助を行う事業です。東金市では、平成30年4月に「子育て世代包括支援センター」を開設しました。基本型を実施する子育て支援課に子育て支援コーディネーターを配置し、母子保健型を実施する健康増進課の地区担当保健師と連携しながら、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」を確保します。

また、外国籍の子ども等が増加していることから、多言語対応のための翻訳タブレットを導入し、外国につながる子どもとその保護者の支援を図ります。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間により、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。利用見込み量を供給量が上回っており、供給体制は確保できています。

ニーズ調査の結果からは、フルタイムの仕事続ける母親が増える傾向が見られ、今後も一定の需要があると考えられますが、無償化により保育標準時間認定（18時30分までの利用が可能な認定）の利用者の増加が見込まれるため、現状の維持を基本としながら今後の利用状況の推移に合わせて供給体制を検討していきます。

（単位：人）

| 1日あたり 利用人数 | 平成30年度 （実績値） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 266 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| 供給量 | 362 | 362 | 362 | 362 | 362 | 362 |

※左端の実績値については、令和元年度の数値が策定時点で未確定のため、平成30年度の数値を挙げています。これ以降の表も同様です（(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業を除く）。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である世帯の子どもが利用する特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

また、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴って本事業の見直しが行われ、世帯収入その他の事情を勘案して市が定めた基準に該当する保護者が新制度未移行幼稚園に対して支払うべき給食費の一部（副食費）についても助成の対象になりました。

これを受けて東金市では、新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者を対象とした副食費の補足給付を始めており、今後も継続的に実施する予定です。

なお、新制度に移行する幼稚園があることから、助成対象者は令和元年度の実績見込み値より減少する見込みです。

(単位：人)

| 補足給付対象者 | 令和元年度 (実績見込) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 13 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業への多様な事業者の新規参入の支援等を行うことで、教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業です。従前から事業の開始や実施にあたっての相談・助言等の対応を行っているところですが、今後も多様な事業者の能力の活用を図るため、引き続き事業者のニーズに応じた相談・助言等の支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護する短期入所生活支援（ショートステイ）事業と、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護する夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

市内に該当施設は無いことから、保護等が必要な児童あるいは母子に対しては、その状況を適切に把握した上で、児童相談所や県女性サポートセンターとも連携して、短期一時保護等による支援を引き続き行います。

なお、夜間養護等事業については、ファミリー・サポート・センター事業を援用することで、夜間（22時まで）及び土曜・休日に児童の養育が困難となる家庭の支援を行っており、本計画期間内においても引き続き実施していきます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握をする事業です。今後も継続して全ての家庭を訪問できるよう、取り組んでいきます。

(単位：人)

| 訪問件数 | 平成30年度 (実績値) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 280 | 300 | 305 | 310 | 315 | 320 |

(8) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

様々な支援・見守りが必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

東金市では、平成29年4月から養育支援訪問事業を開始し、東金市要保護児童対策地域協議会と連携しながら必要な支援を確保しています。今後もこの体制を維持し、継続的に支援を実施していきます。

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業です。東金市ではユニヴァーサル雙葉学園の子育て支援センター「ぼかぼか」や、東金市児童館の「のびのびハウス」において本事業に取り組んでいます。子育ての不安の軽減や仲間づくり、相談の場として子育て中の親子に利用されており、今後も引き続き実施し、利用を促進します。

他にも令和2年度に開園する福岡こども園の子育て支援事業をはじめ、市立幼稚園・保育所においても園庭開放・子育て相談等を実施し、地域の子育て家庭に対し、交流の場や子育て情報の提供を行って、子育ての不安の軽減や仲間づくりを促進します。

(単位：人)

| 年間延べ 利用人数 | 平成30年度 (実績値) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 13,885 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 14,000 |
| 供給量 | 15,100 | 15,100 | 15,100 | 15,100 | 15,100 | 15,100 |

(10) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に、教育・保育施設等において、一時的に預かり必要な保護をする事業です。施設に在籍していない子どもを対象とする一般型、幼稚園等に在籍する子どもを教育時間の前後や長期休業日にその施設で預かる幼稚園型、利用児童数が定員に満たない場合にその範囲内で子どもを預かる余裕活用品があります。それぞれ下記の施設で実施しています。

- ・一般型・・・私立保育所（令和元年度から）、私立認定こども園
- ・幼稚園型・・・私立幼稚園、私立認定こども園、公立認定こども園（令和2年度から）、公立幼稚園（3歳児は実施せず）
- ・余裕活用品・・・小規模保育事業所

なお、公立保育所で行っていた一般型の一時預かり事業は、令和元年度から新たに開園した私立保育所にて同事業を行うことから、平成30年度をもって廃止しました。

(単位：人)

| 年間延べ 利用人数 | 平成30年度 (実績値) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 41,053 | 42,000 | 42,500 | 42,500 | 42,500 | 42,500 |
| 供給量 | 41,600 | 42,500 | 43,000 | 43,000 | 43,000 | 43,000 |
| (内訳) | 一般型 | 1,105 | 1,100 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| | 幼稚園型 | 39,476 | 40,900 | 41,300 | 41,300 | 41,300 |
| | 余裕活用品 | 472 | 500 | 500 | 500 | 500 |

※内訳欄は、平成30年度は量の見込みに係る実績値の内訳を、令和2年度以降は供給量の内訳を表記しています。

(11) 病児（病後児）保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病児又は病後児を看護師等が一時的に保育等する事業です。東金市では、平成24年度より病後児保育事業をりゅうクリニック「ちょこ丸」で実施しており、病気の回復期にあり、他の児童との集団生活が困難な児童を一時的に預かっています。通常の教育・保育施設が利用できないときの預け先として重要な事業となっていますが、常時利用する事業ではないため、供給量に比べて利用実績が少なくなっている状況です。

ニーズ調査の結果を見ると、事業の認知度は約70%あるものの、今後使いたいとの回答は約40%に留まりました。その理由として、「自分で看病したい」が約40%、「病後児を他人に看てもらうのは不安」が約25%ありました。一方、「サービスをよく知らない」（21%）、「利用方法が分からない」（14%）との理由を挙げた方もいたことから、今後は事業の内容や利用方法の一層のPRを図り、病後児保育を必要とする方がこの事業を利用しやすくなるような環境を整えていきます。

(単位：人)

| 年間延べ 利用人数 | 平成30年度 (実績値) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 57 | 65 | 70 | 75 | 80 | 80 |
| 供給量 | 1,040 | 1,040 | 1,040 | 1,040 | 1,040 | 1,040 |

(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を提供することを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

利用者数が減少傾向にあり、ニーズ調査の中で本事業を「知っていた」と答えた人は、就学前児童・小学生の保護者ともに4割未満となっています。今後は一層の事業の周知を図り、利用促進に努めます。

(単位：件)

| 年間延べ 活動件数 | 平成30年度 (実績値) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 487 | 490 | 490 | 500 | 500 | 500 |
| 供給量 | 640 | 640 | 640 | 640 | 640 | 640 |

(13) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を医療機関に委託し、実施する事業です。

母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨を行なうとともに、14回分の受診票を交付し、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。

(単位：人)

| 年間延べ 利用人数 | 平成30年度 (実績値) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 3,520 | 3,360 | 3,410 | 3,470 | 3,520 | 3,580 |